

1 はじめに

輸送の安全の確保は、運輸事業の根幹であり、不断の改善・向上取組みが不可欠な最重要課題です。

国土交通省では、平成17年に起きた運輸事業における事故・トラブルを引き金として、陸・海・空の輸送モード横断的に事業者自らがトップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、事業者内部における安全意識の浸透・安全風土の構築を図ることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入し、今般、制度導入3周年を迎えることができました。

これまでに実施した「運輸安全マネジメント評価」では、大手事業者においては、モード間や事業規模等によって差があるものの、安全管理の仕組みが概ね構築され、運用や、安全管理システムの改善がなされていることが判明しています。一方、「運輸安全マネジメント評価」を受けた多くの事業者から、「本制度は有効である」旨の回答をいただいています。また、多くの事業者から、例えば、「現場とのコミュニケーションが充実し、現場からも安全に対する課題、改善策を報告できる体制ができた」、「経営陣、各管理者、各部門、各現場の社員の安全意識が高まってきた」などといったお声を頂いており、本制度導入による一定の効果が現れてきたものと考えています。

国土交通省では、今後とも、運輸業界への本制度の一層の浸透・定着・深度化を図るとともに、中小事業者への定着、安全情報発信の充実、運輸安全マネジメント評価の質の向上等に取り組むことにより運輸事業の総合的な安全対策の推進に全力を尽くし、事業者の皆様とともに安全に向けた取組みの強化、ひいては、国民の皆様への安全・安心の輸送サービスの提供・確立を図っていきたいと考えています。

運輸事業の安全の推進に携わっておられる皆様におかれましては、引き続き、運輸安全行政、そして運輸業界全体の安全性の向上に向け、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国土交通省大臣官房
運輸安全政策審議官
大野 裕夫